

平成22年第24回葛巻町議会定例会会議録（第6号）目次

（決算特別委員会）

平成22年9月15日

【開会】

【認定第2号～認定第7号審査】

日程第1	認定第2号	平成21年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
日程第2	認定第3号	平成21年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
日程第3	認定第4号	平成21年度葛巻町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
日程第4	認定第5号	平成21年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
日程第5	認定第6号	平成21年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
日程第6	認定第7号	平成21年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16

平成22年第24回葛巻町議会定例会会議録 第6号 (決算特別委員会)

告示年月日	平成22年8月18日(水)					
招集年月日	平成22年9月8日(水)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成22年9月8日～平成22年9月17日 10日間					
会議の月日	平成22年9月15日(水) 開会10時00分 閉会11時25分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	/
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	/
会議録署名議員	1番	柴田 勇雄	7番	高宮 一明		
会議の書記	議会事務局長	阿部 実	議会事務局総務係長	千葉 隆則		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	荒谷 重
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	遠藤 彰範
	教育長	村木 登	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員		病院事務局長	鳩岡 修
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	和野 一男
	住民会計課長	入月 俊昭	総務企画課総合政策室長	佐藤 義房
健康福祉課長	野表 壽樹	総務企画課財政係長	大久保 栄作	

(開会時刻 10時00分)

副委員長 (橋場清廣君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

委員長に代わって司会を務めます、決算特別委員会副委員長です。よろしく願いいたします。

これから今日の会議を開きます。

ただいまの出席委員は8名です。過半数に達していますので会議は成立しました。

これから昨日に引き続き決算審査を行います。

議事の進行上、各委員および当局にお願いします。質問する委員は、質問する箇所のページ数を示して簡潔にお願いします。なお、質問事項は1回につき2、3点に区切り行い、関連した質疑以外は改めて発言の機会を求め、行っていただくようお願いします。また、質疑応答の際は、職名を言ってから簡潔にお願いします。

それでは日程第1、認定第2号、平成21年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

まず国保財政の調整基金についてお伺いをいたしたいと思います。説明書の158ページには282,000円というふうなことでございまして、無いに等しい財政調整基金です。これも何回も質問しているわけですが、不測の事態にどのように対処していくのか、予備費には今年度も10,000,000円ちょっとくらいの部分があるにしても、これだけではなかなか、本当に寂しい、何か不測が出れば、もう万歳の財政状況ではないのかなと思っておりますが、この点はいかがでしょう。

それからまた、説明書の122ページ、123ページでございまして、国保の被保険者が年々減少して、21年度は3,171人、しかも加入率で41.76パーセントというふうに、ますます減少傾向をたどっているわけでございます。これについても、国保を運営するうえでは非常に、私は数が減ってくるというふうなことは、運営上容易ならざる事態を迎えているのではないのかなと、今後のこういったような被保険者の予測数、そしてまた、これについては国保制度の改革の行方とも関連する問題ではないのかなと、保険者そのものも、やはり、このように被保険者があまりにも少なすぎてきますと、運営も本当に難しいのではないのかなと思うのですが、その点についてお伺いをいたしたいと思っております。

副委員長 (橋場清廣君)

住民会計課長。

住民会計課長 (入月俊昭君)

財政調整基金についてお答えを申し上げます。

財政調整基金につきましては、本当に枯渇した280,000円余の基金であったわけですが、昨年度お陰様で20,000,000円を上積みさせていただいてございます。しからば、それで大丈夫なのかということになるわけですが、県等のご指導は医療給付費の5パーセント以上を目標にというようなことでございますので、医療費が今10億円とすれば50,000,000円、12億円とすれば60,000,000円をひとつのラインに考えなければならないと思っておりますので、ただ、しかるに足りなければ税を上げるというふうなこと等になりますと、非常に今の経済状況等から考えますと困難ではなからうかなと思っております。その中で、医療費の抑制といえますか、をお願いしながら、適正な予算規模にしたいと思っております。

それら等と併せまして、今ご質問の被保険者の数でございますけれども、数パーセントずつ減っていくと、人口減と平行して、そのような国保の加入者数に応じて年々減っていくということが懸念されて、ご心配のとおり私も心配してございます。

国におきましては、25年度をひとつの医療制度の改革の年にして、今広域で医療体制をどうするかというふうなことが、今盛んに議論をされておまして、県一本でひとつの組織をというようなところまでは固まっておるようでございますけれども、しからば、その形をどのようなものにしていくかというようなことについては、今中央の審議会等で審議がなされておるような状態でございます。もうちょっと様子を見なければはっきりしたことが分からないというようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

副委員長（橋場清廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

この国保財政調整基金、財政が苦しいというふうなことで、20,000,000円上積みしたというふうなことでございますが、この21年度末では282,000円になっていますよね。20,000,000円積み立てたとしても、給付費の5パーセントは欲しいというようなことになるわけですが、5パーセントといえますと大体どの程度上積みすれば、この財政基金の機能として果たせると思っておりますか。額的にですね、ただ5パーセントといっても、給付費の実績も出ているわけなのですが、大体あるべき姿は、額的にはどのような考え方をもっているのかですね、もう一度お示しいただきたいと思っております。

また、被保険者が本当に年々減少して、しかも被保険者の中身を吟味して見ますと、一番国民皆保険というふうなことで、医療皆保険というふうなことで、すべてが入らなければならないというふうなことになるわけですが、やはり、どうしても所得の低い方々が被保険者の対象になっているわけですが、そういったようなことから、国保税の税率改正の見直し、引き上げ、そういったようなことは本当に現下の経済情勢では難しいような感じがするわけですが、そういったような中での運営も非常に難しいような感じがしてくるわけですが、この解決策といっても一概に、どなたが考えても見出せないわけではございませんけれども、この被保険者が減少する中にあ

っても、これは国民皆保険、医療保険というふうな形で運営をせざるを得ない現状でございますので、そういったような危機をどのような形で乗り切ろうとしているのか、もう一度これについてはお尋ねをいたしたいと思います。

副委員長（橋場清廣君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

財政調整基金の額でございますけれども、私はできれば50,000,000円から60,000,000円の基金を持ちながら、昨年度も新型のインフルエンザ等の懸念もあったわけでございますので、不測の事態に50,000,000円から60,000,000円は、あれば備えてまいりたいというふうに思っておりますが、しからば、それをどこで見出せるかというようなことでございますけれども、なかなか簡単にはいかないというようなことでございますので、できるだけ医療費抑制等に努めながら、その額を見出せるように努力をしてみなければならぬと思っております。

そのほかに、今一般会計からの繰り入れのお世話をいただくというようなこと等もありますけれども、安易にそっちに走ってはいけないのかなとも思っておりますが、いずれ総合的にそのような全体の会計になればと思っております。なかなか、この制度の見直し等も、先ほど申し上げましたとおり、国においてもまだはっきりした姿を示してもらえていないというようなこと等もございますので、そこら辺等の国の施策等を見極めながら、今後もそのようなことに努力をまいりたいと思っております。

被保険者の関係でございますけれども、やはり年々減っていくというようなことは現実でございますので、新しい制度等と併せながら、そこら辺を考えてまいりたいと思っております。

副委員長（橋場清廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

副町長にお伺いいたしたいと思います。

財政調整基金の関係で、必要額が50,000,000円から60,000,000円あればいいなというふうなことでございますけれども、こういったような部分については一般会計というふうな用語も出てまいりました。この財政調整基金の今後のあり方、一般会計の負担のあり方、どのような考えをお持ちでしょうか。

副委員長（橋場清廣君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

基金の今後のあり方といいますか、考え方ということでございますが、先ほど課長からご答弁申し上げましたように、保険給付の5パーセントという程度がひとつの目標だと、このように思っております。先ほどいいましたように、10億ということになりますと50,000,000円ほど、その辺がひとつの考え方として、目標として考えていかなければならないと、このように思っております。

この件につきましては、19年度の決算の時期から大きくその状況が変わってきていると、このように思っております。19年度決算におきまして、約50,000,000円ほどになるわけでございますが、基金が8,200,000円ほどだったと思っておりますし、それから、そのほかに県の借入金45,000,000円を借り入れいたしました。約50,000,000円になるわけでございますが、その中で赤字に転じないような対策を講じて進め、併せて20年度に税率改正をしながら、そして21年度という、今回の決算になってきておるわけでございますが、そういう中で21年度の決算に当たりまして、約40,000,000円ほどの赤字が実際に見込まれたところでございました。

そういう中に、ひとつには被保険者の所得の減という部分が約8,000,000円ほどございましたし、それから医療費の変動といいますか、これが予想より18,000,000円ほど、それから国の支出金が18,000,000円ほど減になる、あるいは県がそれに応じて3,500,000円ほど減になるとか、そういうこと等によりまして、実質的に40,000,000円ほどの財源不足という状況が見込まれたところでございましたが、その中で国保の運営協議会の方からも、会長から町長に国保会計に対する要望書ということでいただいておりました。歳入不足に対する、その対策といいますか、歳入不足が生じないような国保財政への財政措置を講じていただくようにというような要望等も受けまして、21年度においても、これまでは制度上事務費の分については一部認められておりました、人件費等は従来から繰り入れしておったわけでございますが、今回はそれ以外の事務費等についても繰り入れ、また県からの借入金の返済の2分の1等も町の方の一般会計からの繰り入れをするなどして、その対策を講じてまいりまして、今回の決算ということになっておるところでございます。

いずれ、そういう状況の中で、現在20,000,000円の基金を積み立てするまでに、今その対策を講じながら、そこまできているわけでございますが、先ほども申し上げましたような基金の考え方といたしましては、保険給付の5パーセントということで、約50,000,000円程度を目標としながら、今後もさらに努力していかなければならないと、このように考えておるところでございます。

それから、そういう中に、今後の危機的な状況に現在もあるわけですが、今後これに対してどう対応していくかということでございますが、先ほど課長からも申し上げておりますが、今回そのほかにも国保の広域化といいますか、国保の広域化という観点の中では町村会、市町村長会、それから市町村会、それから市長会が連名で国保の広域化等に対する県への支援要望ということで、今回も連名で県の方に提案することになっておるところでございます。

いずれ、今国保に対しても小規模な保険者が財政的に大変負担が強いられて、不

安定な状況にあるということが背景にありまして、今そのような市長会、町村会と一緒にになりまして、県にその対策を要望し、国の方でも今その国保保険法の改正を6月に今回しまして、そういう県の方針の取りまとめができるような形に改正をしております、それに向けての今市町村の対応がそういう要望、県の方針を策定していただきながら対策を進めていくというような状況になってきておるところでございます。

それから、もう1点でございますが、後期高齢者制度がいろいろ名称等の問題があったり、様々あったわけでございますが、そういう中に24年度に廃止して、25年度から新たな制度に変わるということが決定しているわけでございますが、そういう関係する制度の動き等を見極めながら、今後対応していかなければならないと、このように考えておりました、当面そういう中に先ほどお話ありましたように税率改正というのが、今お話ありましたような形の状況の中で改定ということは考えにくい状況にありますので、繰り出しのルールを基本としながらも、そういう状況を見極めながら、ルール外の対応もいたしまして、総合的にその国保運営の健全化に努めていかなければならないと、このように考えておるところでございます。

副委員長（橋場清廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

厳しいというふうなことは重々承知いたしました。

ちょっと説明書の158ページをご覧いただきたいと思うのでございますが、ここに国保事業の財政調整基金決算年度中の増減高がゼロになっておりますよね。そして282,000円しか残っていないことですよ。あと決算書の33ページを見ますと、ここで20,000,000円ほど補正予算で決算額が現れているわけなのですが、これはどういうふうな事情によるものでしょうか。私は先ほど、この158ページのものを見させてもらって、決算年度末の現在高282,000円と申し上げたわけでございますが、これは20,000,000円がプラスになるのか、ならないのか、漏らしているのか、その辺のところの中身を教えていただきたいと思っております。

副委員長（橋場清廣君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

大変説明不足で申し訳ございません。

今回の資料にありますように、21年度末の基金残高は282,000円ということでございます。その中で、今20,280,000円というお話を申し上げておりますのは、その出納整理期間中に積み上げている額が20,000,000円でございます、今そういうお話を申し上げたところでございます。

副委員長（橋場清廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

整理期間中というようなことで、これには含めなかったというふうなことです。次に進めさせていただきたいと思います。

医療給付の大部分を占めているのは診療費と調剤というふうな資料が出ております。それで、診療費の1人当たりの費用額でございますが、21年度で202,000円、これが17年度には173,000円ですから、この5年間に29,000円ほどプラスになっているというふうなことが伺われますし、また調剤については、1人当たりの費用額が53,000円になっております。17年度では42,000円になっておりますから、この調剤についても、この5年間で11,000円ほど、1人当たりの費用額がこのように増加になっているというふうなことが明らかになっているわけでございます。

この保険給付費が低下しない限り、私は国保会計のピンチが続くものと、そのように見ておりますが、先ほども申し上げましたとおり、現下の経済情勢ではこの国保税の税率改正もままならないと考えますが、しからば、それでは被保険者として、あるいは保険者として、その両者が負担軽減を図られる施策はないものかというふうに考えれば、我々被保険者もこの調剤の部門では現在ジェネリック、後発品の医薬品の普及が求められるというふうに考えますが、このジェネリックが全国的な規模で今普及が図っているというふうなことでございますけれども、そうしますと被保険者の負担も薬代が安くなりますし、あるいは保険者の負担も、相互の、両者の負担軽減が考えられてくるわけでございますが、現在このジェネリックの町内での普及、そういったようなものがどのように指導がなされ、そしてまた、現実的に国保会計に与える影響をどのような認識を持っておられるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

副委員長（橋場清廣君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

医療の分については、なかなか自分が選んで、このように治療してくださいというようなことには、なかなかならない現実でございますけれども、ただ、委員おっしゃるとおり薬につきましては自分で選べるといいますか、ひとつの処方せんに対してジェネリックの医薬品をとすることは現在可能な状況になってございます。家計にも国保会計にもやさしいといいますが、軽減させるにはこのジェネリックの普及というのは、委員おっしゃるとおり非常に大事なものと思っております。今葛巻病院で診療いたします薬局の方では、どうしますかというようなお問い合わせ等も、薬剤師さんから声をかけていただくような現状にもなっておるわけでございますが、国保の方でもこのようなチラシ等も、昨年度の保険証の切り替えの際に各家庭に配布しまして、ここを取ればカードができるようになっておるものでございまして、直接お話するのも大事ではございます

が、こういうのを提示していただければ、それで意思が伝わるというようなこと等にもなってございます。そのような関係で、ぜひ、そのようなものが普及していったら、相互に良いような環境をつくっていただきたいなと思ってございます。

そのようなことで、ジェネリックになればどれくらい、どうなるのだというようなことでもございますけれども、今のレセプト等を見てもなかなかそこまでは、いくらジェネリックになったというような資料は直接ないわけでもございますが、ひとつの事例といたしまして、脂質異常と申しますか、のようなものに対しては、1年間で8,859円から9,198円が安くなるよというような事例がパンフの中にはございますし、糖尿病であれば8,840円から11,390円、高血圧であれば6,803円から7,556円と、このような影響額が出てきますよというようなこと等も啓発の資料の中に記載してございます。

そのような中で、このような主な病気の薬剤がジェネリックになれば、相当数の医療費の抑制がなされるのかなと思ってございます。昨年度の医療費等も委員おっしゃったような数字で、17年からですと相当数の額が調剤の中で増えていると、薬価基準の見直し等がなされながらも、このようになってきているというのが現実でございますので、さらに啓発に努めてまいりたいと思っております。

副委員長（橋場清廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

普及啓発については今後考えていくというふうな話のようでもございますが、いずれ、ただ負担軽減といっても、大まかな考えになりますので、先ほど答弁の中にもありましたとおり、具体的な病名など、平均的な病名などを示したうえで、年間いくら程度の負担軽減につながるのか、そういうふうなものの、きめ細やかな普及活動をやっていかねば、これもなかなか浸透しづらいものではないのかなと考えますので、お金のことでございますから、ただ負担が軽減されますだけでは、なかなか協力、あるいは実施に向けた対策が取れないのではないかなと思われまますので、こういったような部分については非常に、何と申しますか、意を注いだような、実際に負担額などを示したうえで住民の方々にジェネリックの普及のあり方等についての指導が求められなければならないと思っておりますので、今後のそういったような普及を強く期待しております。私からは終わります。

副委員長（橋場清廣君）

ほかに。山岸委員。

山岸はる美委員

私は11ページですね、不納欠損額が出ております。説明の方の43ページですね、平成7年から15年分の10件の分が出ておりますが、この中身としては同一世帯がこの中に重複してあるのか。

もしも、万が一にも同一世帯があるとすれば、平成15年以降はどのような状況にあるのか。

また、徴収に対しては努力されていると思われませんが、73パーセントの収納率では徴収の努力が反映されていないのではないか、この点についてお伺いします。

副委員長（橋場清廣君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

欠損の関係でございますが、国保税の欠損の世帯が4世帯ございます。そのような内訳になってございます。このような方々の事情等によって、差し押さえ等もいたしまして、なおかつ次の換価価値のあるものがないというような判断等から、この欠損をしたところでございます。

徴収のあり方といいますか、につきましては、鋭意努力をして納めていただいておりますわけでございますけれども、なおかつ国保税につきましては、全体で0.1パーセントが前年度より落ちておりますけれども、ただ、全体の未収金の額につきましては、昨年度は90,000,000円台から80,000,000円台へ減少してございます。非常に経済的に苦しい中納めていただいたというようなことで、納めていただいた方々もかなり努力をしていただいたなと思っております。

と申しますのは、これはあくまでも課税上の数字でございますけれども、町内の所得いいますか、収入といいますか、そのようなものがどうなっているかと申しますと、20年対比で全体で4.1ポイントほど収入で減になってございますし、所得で1.4ポイントほど落ちております。19年度と対比をいたしますと、収入で7.3ポイント、所得で8.6ポイントほど所得が落ちておりますと、そのような中での徴収というようなことでございました。

昨年度は初めて公売等も実施をいたしましたし、差し押さえ等も99件実施をいたしました。非常に経済的に難儀をなさっている中での、そのような私たちの仕事も滞納整理機構等々のご指導をいただきながら、法的な手続きをとりながら徴収に努力をしております次第でございますし、税に対するご理解をいただきながら、さらに徴収率の向上に努めてまいりたいと思っております。

副委員長（橋場清廣君）

不納欠損した4世帯の16年度以降の状況はどうなっているかという質問がありました。住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

失礼いたしました。

16年度以降のものということでございますが、不納欠損をして、また新しい年度になればかかるわけでございますので、納期がくるといいますか、引き続き不納欠損しな

いものについては納めていただくようお願いをしておりました。

副委員長（橋場清廣君）

山岸委員。

山岸はる美委員

同じ町民の方々を、同じ町民の方々が差し押さえとか、なかなか本当は大変な、私たちも同じ町民でありますから、税のこと、所得とか雇用状況が悪いということではありますが、国保だけではなく、どちらの世帯でも固定資産税やら、いろいろな税があるわけではありますが、例えば、その4世帯のうちの方々が15年度以降差し押さえもやったということではありますが、その方は仕事をされているのか。所得に見合った課税であるわけですから、15年以降もですね、これはどんどん、その方だけを不納欠損で処理してしまえば、重税感はどなたにもあります。納税の義務を果たさなくてもよいというような意識を植え付けさせるのではないかと、もう一度お願いします。

副委員長（橋場清廣君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

税の公平というような観点からだと思いますけれども、納めなければいいというような考えを当然お持ちになられるというのは、非常に私どもとしてはあってはならないことだと思っておりますので、とにかく差し押さえとか財産調査とか、そのようなものをとにかく実施して、なおかつ納められないといいますか、換価価値もないというようなことになれば、やむを得ず不納欠損という手続きにいかうということで、放っておかないようにしようということで今やっているところでございますので、そのようなことにはならないように努力をしてみたいと思っております。15年、16年以降の税等につきましても、納めるようお願いをしながら今後も進めてまいりたいと思っております。

副委員長（橋場清廣君）

山岸委員。

山岸はる美委員

もう一度お聞きしますが、こちらの今回不納欠損になった方々ばかりではなくて、町民の方々はどなたも所得に見合った課税をされているのではないかと。差し押さえもして何もなければ、課税されるものがないと、そういうまた別な措置というのがあると思いますが、その点について。

副委員長（橋場清廣君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

当然所得に見合った賦課割合をお願いをしているところでございます。ただ、所得等があっても、いろいろなご家庭のご事情等があられるようなので、未納になっていくというようなこと等もございまして、その辺は納税者の方々とうちで訪問をしたり何なり、意思疎通を図りながら今後努めてまいりたいと思っております。

副委員長（橋場清廣君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第2号、平成21年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第2号は原案のとおり認定可決されました。

次に日程第2、認定第3号、平成21年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

説明書の42ページ、43ページ、水道使用料の関係でございまして、現年度分で68件、219,165円の収入未済額が出ております。こういったような部分については非常に、使用料は個々に直しますと少額になってくるわけでございますが、この現年度分の完納については、もう少し努力すべきものだなというふうに感じておりますが、こういったような部分についてはどのような取り組みをなされたうえで収入未済額が出たものでしょうか。

43ページの水道使用料1件3,360円、これも少額ではありますが、不納欠損処分というふうな形で、これも水道使用料にとっては大変珍しいものでございまして、20年度分になっておりますが、その理由は何でしょうか。

副委員長（橋場清廣君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

使用料の関係でございます。

10件、18件ですか、失礼いたしました。過年度分が51,490円、それから21年分が219,165円のいうことで、このような収入未済があるわけでございますけれども、これに関しましては、業務委託をしております収納の方々、あるいは職員でもって対応しておるわけでございますけれども、確かにこういう額が出ていることは事実でございますけれども、3、4年ほど前に比べますと、非常に収納率も高くなっておりますので、この傾向を今後とも続けて努力してまいりたいというふうに思っております。

それから欠損額につきましては、平成20年の1件でございます。これにつきましては、会社の倒産によりまして、いろいろ管財人等々とも協議をしましてまいりましたけれども、ランク的には使用料の場合には、国税、県税、あるいは町税等を優先されまして、その使用料はランク的には下に入るということで、処理不能ということで、このような形にさせていただきました。ご理解をお願い申し上げます。

副委員長（橋場清廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

数年前と比べて水道使用料が少なくなったからいい、そういうふうな認識が甘いのではないのかなと思います。これが、やはり担当となれば完納に向けた努力をすべき、私はそのように思うのですが、その辺の、何といいますか、その考え方が、そのような考え方では収入未済額がいつまでたっても残ってくるのではないのかなど、先ほどの答弁を聞いてそのように思いましたけれども、この点についてはいかがなものでしょうか。

あと、この不納欠損処分でございますが、この時効等々の関係で以前繰越滞納処分になっているわけでございますが、平成7年からずっとなっておりますが、こちらの方の使用料の時効の関係はどのように見ればいいのでしょうか。

副委員長（橋場清廣君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

先ほどの3、4年前との比較ということでございましたけれども、我々もそれなりに努力をしております、例えば給水停止の手続き等もやむを得ずとっておる次第でございますので、こちらの努力もご理解願いたいなというふうに思っております。

時効の関係でございますけれども、これにつきましては時効を成立させないよう、毎月未納額については本人に通知するようしております。以上でございます。

副委員長（橋場清廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

その努力は分かりますが、使用料の時効年限は何年で、このようになっているのか。たぶん年数があるのではないのかなと思っておりますので、その点を再度お尋ねをいたします。

副委員長（橋場清廣君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

時効の関係でございませけれども、失礼しました。2年でございます。

副委員長（橋場清廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

2年ということですので、この水道使用料については時効にならないような工夫もしなければならぬわけでございますので、その点についても、こういったような収入未済額の保全、そしてまた公平性を期する意味からも十分な検討が必要と思われるので、ただ単なる数年前との比較ではなくて、努力はそのまま認めますけれども、完納に向けた努力をすべきというふうに指摘をさせていただきたい、このように思っております。

それからまた、21年度の水道普及率は89.8パーセントとなっております。そうしますと、単純に計算いたしますと、あと10.2パーセントの方、人数で774人の方々が、この水道普及率には加わっていないわけでございますので、こういったような方々の飲料水の確保はどのような状況になっているのでしょうか。

副委員長（橋場清廣君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

委員おっしゃるとおり、そのような数字になってございます。全くの井戸水、あるいは沢水を利用しておるといってもございませんで、30年、40年代に設置しました産振事業なんか等々で造成しました施設を利用している方々が多いというものでございます。

管理につきましては、集落等々の利用者でもって共同管理しているというような状況でございます。確かに発達した日本の水道文化なるものの享受を受けない方々もおられるわけございまして、その辺の普及に関しては、今後十分に早急に検討してまいりたいと

いうふうに考えております。以上でございます。

副委員長（橋場清廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

残りの10.2パーセント、こういったような方々も水道、現在この水道普及率、早くこれは100パーセントになってほしいなというふうに願っているわけですが、いずれにいたしましても現代の世の中で水道普及率が100パーセント近くになっていないというようなことにも問題があるかと思っておりますので、こういったような分については、さらなる調査のうえ早い時期に水道普及率の100パーセントを目指したうえで検討して、ぜひやっていただきたいと、そのように思っております。

それからまた、西部の簡水が昨年度で終了したようでございますが、そのほかに7施設の簡水があるようでございますが、この配水管の布設替えなどが必要の高い簡水は、どのような形の順序になっているのでしょうか。

そしてまた、その計画についてはどのようなお考えがあるのでしょうか。

副委員長（橋場清廣君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

今後の整備計画ということでございますけれども、町で作成しております水道ビジョンなるものがございまして、これを基本といたしまして早急に着工しなければならないという施設は今は江川簡水と捉えております。ただ、これにつきましても、飲料水供給施設等との統合の関係もございまして、あるいは投資効果なるものもございまして、いずれ江川簡水につきましても計画を早急に進めたいというふうに考えております。

将来的には、葛巻町の場合には上水道事業への、いわゆる公営企業の方へ移行しまして、4施設でもって運営したいというふうなものが水道ビジョンの柱になっておるものでございます。以上でございます。

副委員長（橋場清廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

早急に取り組まなければならない配水管の布設替え、たびたび議会でも江川簡水のことについては出ているわけですが、この簡水の場合は、何と申しますか、水のことから、毎日使用するわけですから、費用対効果とかそういうことよりも、私は安全を求めたうえでの飲料水確保がぜひ必要ではないのかなと考

えますので、あまり費用対効果というような範ちゅうではなくて、安全対策を最優先にした簡易水道をぜひ確立していただきたいなというふうに、私は思っております。

また、メーターの検針、交換も行っているようでございます。件数で2,722件あるようでございますが、これは耐用年数はどのような形になっているのでしょうか。

また、実際に耐用年数後にこういったような工事が行われている実態なのか。このメーターにもたぶん耐用年数みたいなものがあるのではないのかなと思っておりますので、そのメーターの、本当にこの耐用年数内で替えているものなのか、それ以後にも使っているものか、その実態についてお伺いをいたしたいと思えます。

副委員長（橋場清廣君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

メーターについてのご質問でございますけれども、21年度は286戸ほど交換しております。この交換につきましては、メーターの耐用年数というより計量法でもって使用期限が定められております。その期限というのは8年でございます、メーター管理上すべて8年ごとに交換しておる状況でございます。以上でございます。

副委員長（橋場清廣君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第3号、平成21年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第3号は原案のとおり認定可決されました。

次に日程第3、認定第4号、平成21年度葛巻町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思えます。これにご

異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第4号、平成21年度葛巻町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第4号は原案のとおり認定可決されました。

次に日程第4、認定第5号、平成21年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第5号、平成21年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第5号は原案のとおり認定可決されました。

次に日程第5、認定第6号、平成21年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第6号、平成21年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第6号は原案のとおり認定可決されました。

次に日程第6、認定第7号、平成21年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

100ページの132、133で、21年度決算で、対前年度比で大幅に伸びているものとして、救急医療確保で17,000,000円ほどの増、それから不採算地区の病院で42,900,000円の増というふうに大幅に、これが目立ってなっているわけですが、こういったような対前年比で大幅な伸びの増となっている理由、そういったようなもの内容について最初にお伺いをいたしたいと思います。

副委員長(橋場清廣君)

病院事務局長。

病院事務局長(鳩岡修君)

お答えいたします。

一般会計からの繰り入れに係る部分ですが、救急医療確保負担金と不採算地区という部分ですが、いずれも交付税の参入を財源として繰り入れしておるものでございまして、それぞれ交付税の額の増加によりまして、繰入額も増加しておるものでございます。

副委員長(橋場清廣君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

交付税の参入は分かります。その交付税の参入の中でも、こういったようなものの交付税が増額の中身になっているのか。交付税の参入だけであれば、私も大体は予想しているところですが、救急医療確保とすればどのような対策が強化されて、認められてになっているのか。あるいは不採算地区の病院ではその重要度とか、そういうふうなのは、たぶんあるのではないのかなど。ただ、交付税が増額になっているというふうなことではなくて、その中身をもう少し詳しくお知らせください。

副委員長(橋場清廣君)

総務企画課長。

総務企画課長(村中英治君)

病院の一般会計からの繰り出し等の関係でございますので、答弁をさせていただきます。

これらについては特別交付税で措置をされてございます。それに向けまして、全国自治体病院協議会ですとか都道府県を通じて、あるいは町村会等を通じて自治体病院に対する支援ということについて様々な形で国に対しまして要望活動を行っていることがございます。それと自治体病院の経営が全国的に、特にへき地等について厳しくなっている、あるいは救急医療活動等を行うための負担が増しているというような現状等を国に対して、いろいろ訴えているという部分もございまして、それを受けまして国の方でもそういった調査等も行ったうえで、毎年度特別交付税につきましては政令をもちまして額を12月、あるいは3月前に決定をされてございまして、その中身については、引き上げた理由とか、どういうことだからということが示されない政令で、金額だけがこちらの方に示されるという形になってございまして、毎年この額については増えたり、減ったりということを繰り返してございまして、項目については救急医療対策、あるいはへき地医療対策、財産とか項目はございまして、それについては変わってございませんが、その交付税として交付される金額については毎年度国の方で決定をしているということで、その中身についての説明はいただけないという状況になっているところでございまして、様々なそういった要望活動等が実を結んで今回は額が増えているのではないかとこのように考えているところでございまして。

副委員長（橋場清廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

特別地方交付税に参入されていると、中身については具体的には分からないというふうなことになっているわけですが、非常に大幅な伸び、特別地方交付税ですので、これについては今後普通交付税と違った見方をすれば、不安定要素もあるというふうな捉え方でいいのか、既得権的な額が確保されたというふうに思っているのか、その点をお尋ねいたします。

副委員長（橋場清廣君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

特別交付税につきましては、交付税の予算の全体の6パーセント以内で、普通交付税が94パーセントをもって配分をし、特別交付税については6パーセントの総額で配分をするということでございまして、予算の額によって特別交付税の財源が決まるという、その範囲の中で何に国としては特別な財政需要を見て配分をするかということでございまして、例えばその年災害が全国的に多いとか少ないとか、地震があったとか、そういう部分がございまして、そっちの方にいっぱい取られるというようなことがあって、

比較的毎年経常的にいただいているような病院とか、そういう部分が抑えられるということもございますし、逆にそういう部分が少ない年であると、そういった通常のものに対する配分が増えるというようなこともございますので、限られた範囲で、その年の需要によって決まってくる分もございますので、これが今後安定的に続くというふうには、なかなか捉えられない部分もあろうかと存じます。

副委員長（橋場清廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、今回大幅に増額になった部分については不安定要素が十分に考えられるというふうな理解でよろしいでしょうか。

それから次に、この地方公営企業法が適用される地方公営企業、ずっと今まではどれか必ず赤字、今も一つはあるわけでございますが、分析するとすれば、当該年度の純損失がある、あるいは累積欠損金がある、あるいは不良債務があると、この3つあたりが赤字を持っている、持っていないの大きな判断資料になるのではないのかなと思っておりますが、21年度の決算を見ても純利益が出ていますので、純損失はないということになっております。それから累積欠損金は420,000,000円ほど出ている、あと不良債務についてはないというふうなことです。あとの問題は赤字というふうなことからいえば、累積欠損金の対策が必要だなというふうに私は感じております。これまでも、21年度の当初予算では一般会計から50,000,000円ほど初めて一般会計で繰り入れをして、病院の経営状況が好転をしているように見受けられるわけでございます。その安定経営にもつながっているような感じがするわけでございます。こういったような部分では、全体の営業努力はもちろん必要なわけでございますが、この21年度を見ますと120,000,000円ほどだったでしょうか、そういったような利益が出ているわけではございますが、この累積欠損金をなくする努力もまた、これは必要ではないのかなと思っております。420,000,000円ですね、こういったような欠損金を減らしていくための施策、こういったような分についてはどのように考えているのでしょうか。

副委員長（橋場清廣君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

まず国の財源措置の部分でございますが、非常に全国的に公立病院が厳しい経営状態にあるという部分を受けた形で、国はそのような対策を取ったというふうに考えてございますので、ある程度、方向的にはこの対策は継続されるものというふうに願っているというふうにある状態でございます。

今赤字の分でございますが、お話のとおり赤字の要素という部分では当年度の純利益の分でございますし、あるいは累積の部分、あと資金の不足でございます不良債務とい

う部分でございますが、幸いここ数年間黒字の状態を維持できておるといふ部分で、若干ではございますが、累積は減少しているという実態でございます。そういう部分で3年間の改革プランの中では、この解消に向けまして特別利益ということで50,000,000円ずつを繰り入れするという計画になってございます。これを活かすという部分では、当然に通常の経常部分で黒字になるという部分が前提になって累積が解消されていくということだと思っておりますので、通常の経費の部分での黒字を出すという部分が第一の要件だといふふうに考えてございます。その中で、累積に向けた50,000,000円を繰り入れする中で、累積欠損金の縮減を図っていきたいという部分でございます。プランから、幸い今年度大幅な純利益となりましたので、約1年ほど、その累積の解消は進むといふような状態になってございます。よろしく願いいたします。

副委員長（橋場清廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

一般会計からの特別利益、21年度決算、特別利益に50,000,000円計上されております。それから、この理由は経営安定化対策といふようなことになっておりますが、その20年度の決算をちょっと見てみましたら、一般会計からの負担金、この科目がこちらの方で処理されているわけでございますが、この計上の仕方はどうでしょうか。この特別利益なのか、それとも一般会計負担金で計上すべきものか、その中身については私はちょっと詳しく分かりませんので、その中身はどちらが正当な科目になるのか。あるいは、何ていいますか、一般会計からの繰り入れの内容によって、こういうふうな経理の仕方が違ってくるのか、その点について、まずお尋ねをいたしたいと思っております。

副委員長（橋場清廣君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

目的が過去、過去といいますが、積み上がってきました累積の欠損金の解消という部分での繰り入れ、科目とすれば負担金になるわけですが、そういう部分に特定してございますので、通常の経常収支からは除いた形で経理をしようという部分で、特別利益という科目を選定したものでございます。プラン上もそのような形で科目計上してございますので、それに沿ったといふものでございます。

副委員長（橋場清廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、その目的からして特別利益が妥当性が高い、妥当だといふような考え

方で、私どもそのように理解してよろしいでしょうか。

それから、不良債務と一時借入金の関係についてお尋ねをいたしたいと思うのですが、ずっと私もこの葛巻病院の一時借入金の状況、流動比率、未処理欠損金について、ちょっと調査させていただきました。そうしますと、この流動比率で一番低かったのが平成13年度の49.4パーセントですね、このときの未処理欠損金は761,000,000円、このようになっております。そのときの一時借入金が4億円ありました。21年度の決算ではゼロです。そして、21年度の流動比率は785.9パーセント、もう20年度までの流動比率と比べますと、もう非常に段違いの流動比率が良いというふうなことで、流動比率がたぶん100パーセントを超えれば不良債権がないというふうな、私は見方を持っております。一番低いときで49.4パーセント、平成13年度ですね。そのときは一時借入金4億円、14年度は6億円、このように一時借入金が発生しているわけです。14年度では65.5パーセント流動比率がなっているわけですが、この流動比率が低ければ低いほど、この未処理欠損金も大幅に増えている実態にあるわけですから、こういったような部分については確かに連動しているなど、そのようなことから平成13年度の未処理欠損金760,000,000円から、ずっと今420,000,000円まで下がってきているわけです。それで、この流動負債が流動資産を上回ればこのような結果になってくるものと思っておりますけれども、この一時借入金があるかないかで、私は葛巻病院の財政分析がものすごく違ってくる、そのように理解しております。それで、この一時借入金21年度ゼロというふうなことは、私は一般会計からの50,000,000円の当初予算での繰り入れがあって、このような形での785.9パーセントの流動比率になったものと、そのように私は葛巻病院の財政分析をさせていただいておりますが、したがって、一般会計からの当初予算での50,000,000円の繰り入れは、私は葛巻病院の経営状況にとっては非常に21年度は大きなプラス要因になったのではないのかなと、これまで21年度から、そういったような当初予算からなっているわけですから、そういったような意味では、一般会計からは本当に私は葛巻病院の方では意を注いでもらっていると、21年度からですね、今年度も既にそのようになっておりますから、この一時借入金をなくす対策が不良債務を起ささない、ひとつの大きな要因ではないのかなというふうに思っております。こういったような一般会計からの当初予算での予算措置、あるいは一時借入金をしなくてもいいような対策を講じなければ不良債務が発生してくるというふうに私は考えております。こういったような対策については、どのようにお考えになっているのでしょうか。

副委員長（橋場清廣君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

委員今お話のとおり、非常に過去に流動資産と負債の比率でございます流動比率が非常に上回って、流動比率がマイナスという状態が14年度確かに非常に大きな時期がございました。幸い21年度はこのような形になっておるといふものでございますが、お

っしゃるとおり一時的に、大きな部分では現金の割合の比率でございまして、その繰り入れをされているという部分での、現金の収入額が増えているという部分はひとつの要素ではございまして。大きな部分としますと、非常にその累積をもっての不足分、マイナスを持っていた部分が解消されてくるという部分の中では内部療法的に、減価償却等に内部における部分がございまして、その部分が非常に現金として残ってくるという部分が、この部分を解消される形につながるというふうに思います。そういう部分で、繰り入れ負担をいただきながら、累積欠損金を減らす、マイナス要素を減らしていくことによって、資産である現金の分が増加してくるという部分で、不良債務の発生がなくなってくるという部分でございまして。そういう部分では累積欠損、要は純利益を増加させることにより累積欠損を減らしていくことによって、非常に資金収支が良くなり、流動比率も高まってくるということだと思っておりますので、方向としましては、そういう安定的な形で進むために、その解消に向けた繰り入れは非常に大事な要素になるというふうにご考えてございまして。よろしくお願いたします。

副委員長（橋場清廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

いろいろ病院だけの方からお聞きしても、容易ならざることは、やはり一般会計の方でも、このように負担しておりますので、これも副町長にお伺いいたしたいわけですが、残るはもうひとつの累積欠損金の解消に向けた対策が必要であろうというふうに考えますが、副町長は葛巻病院の経営状況もしっかり把握しておられることとございまして、この一般会計と病院会計のあり方、そして今後こういったような部分については20年、21年度、22年度も当初予算でこのように繰入額を、50,000,000円という多額なものを予算措置もしているわけですが、そういったようなものの今後の見通しも含めた累積欠損金の解消に向けた対策を副町長からお答えをいただきたいと思っております。

副委員長（橋場清廣君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えを申し上げます。

今回の病院の改善、改革につきましては平成14年に、13年度の不良債務226,000,000円ほどだったと思いましたが、発生いたしまして、その対策ということで病院の第5次の国の健全化対策を導入しながら、14年から18年までその対策を講じ、そして、その不良債務を解消してきたところでございまして、そのあとまた、病院の経営健全化ということの計画等も立てながら、さらに今おっしゃいます、課題であります累積欠損金の解消も含めてでございまして、これらについて今鋭意取り組んでおるところでござい

すが、そういう中に、その累積欠損金は14年768,000,000円から、いろいろ対策を講じながら、現在21年度420,000,000円ということですが、さらに22年度でございすが、先ほども委員さんのお話にもありましたように当初で50,000,000円の対策として繰り出しを予算措置しておるところでございまして、そういう中に国の交付金、普通交付税、あるいは特別交付税で自治体病院に対する措置等々も含めてでございすが、そういう中に現段階で約1億円程度、さらに22年度も解消できる見込みだと、このように思っておりますが、さらにこの課題につきましては、さらに一層努力していかなければならないと、このように思っております。いずれ病院の経営健全化に向けて、一層努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

副委員長（橋場清廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

最後に、今年度の決算状況から見て、今年度の前期の葛巻病院の経営状況はどのような形になっているのでしょうか。21年度並みに推移しているのか、厳しいのか、上回っているのか、新しい院長さんの下で頑張っておられることは重々承知いたしておりますので、その経営内容について、前期分どのような感じになっているのでしょうか。

副委員長（橋場清廣君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

お答えします。

院長が4月に新たに入りまして、勤務、診療体制は非常に、一時の厳しい状態からは若干改善されているという状態にありますが、まだ常勤医3人という状態で非常に、応援を得ながらですが、厳しい診療体制になってございます。

数値的な部分はちょっと捉えておりませんでした。入院患者数の動向につきましては、入院患者は昨年に比べまして若干減少しているという状態にございます。外来患者につきましては、ほぼ昨年並みの動向で推移してございます。それを受けた形で、収入の部分について、若干入院分については、一般分ですが減少しているという状態にございます。介護および外来につきましては昨年同様、若干上回るような推移になってございます。

入院患者の動向が若干変わってきまして、長い入院の方が若干少なくなったような形で、在院日数が短くなってございます。それで24日という平均在院日数をクリアしますと、看護体制が15対1から13対1に移行できるというものがございまして、9月、今月から13対1に移行してございます。その部分での収入は、人数にもよりますが、月1,000,000円を若干下回るくらいに平均的にはなるのかなというふうに見てござい

ます。この部分は、その月々の状態によって変化申請するという形になってございますので、この在院日数を維持できるという部分においては、その高い看護基準での収入を得るといような状態にございます。そういう部分では、昨年みたいな大幅な増加は難しいかもしれませんが、ほぼプランに沿った収支にはいけるのかなというふうに見通してございます。よろしく願いいたします。

副委員長（橋場清廣君）

ほかに。山岸委員。

山岸はる美委員

ただいま柴田委員からの答弁についてですが、確かに説明の130ページですね、21年度は一般病床が66.1パーセントです。県立病院も確かに病院はあっても、ベッドが無床化になっているということです。私たち葛巻は町立の病院があって、ベッドがあるということが強みであると思います。ある一時ですか、入院を希望された方が断られたということがありますが、病院事務局としてはどのような指導というか、やはり医業収益を上げるということが一番だったと思いますし、望む方々がおられるのであれば、やはり受けるべきだったのではないかと。やはり病院ベッド数の稼働が悪いということですが、やはり、こういうところは、むしろ積極的に取り組んでいくべきではないのかお伺いします。

副委員長（橋場清廣君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

病床の利用という部分で、数に余裕があるのであれば患者さんを受け入れるべきだというご質問だと思いますが、事務サイドから診療の部分で、具体的な診療内容について意見を言うという部分は、それは実際にはなかなか難しい部分ではないかというふうに思っております。それぞれの先生方の治療の考えがございまして、その部分については先生方のお伺いでの判断というふうになろうかと思っております。

全体的な経営に係る部分で、そういう部分では入院日数等、可能な限りそういう長い部分をご指導いただくというような部分等の部分での事務的な部分は相談してございますが、非常に全体の中で、少ないドクターの中で、どういう入院患者の状態をとるかという部分については、事務的な部分、経営の部分から、なかなか、そういう部分を話せないというような実態でございまして、その部分については承知してございませんでした。

副委員長（橋場清廣君）

山岸委員。

山岸はる美委員

でも同じ病院の建物の中にいるわけですから、病院事務局があるということは、逐一やはりミーティングみたいなのもあると思います。入院のベッド数の稼働状況とか、そういうところは、やはり報告するべきではないのでしょうか。

副委員長（橋場清廣君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

確かにおっしゃるとおり、そういう数的な部分をおさえることは事務になりますけれども、どの程度の利用率になっている、どのくらいが入っているという部分については数字的にはおさえておりますが、この患者さんを入院させるべき、させないべきというような部分は、事務的な部分ではないものというふうに思っております。そういう部分がある体制というのもあるかとは思いますが、現体制の中でその部分を事務的に、経営の部分からこのようにお願いしますという形でドクターと事務の部分での調整は残念ながらできない状態にございます。

副委員長（橋場清廣君）

山岸委員。

山岸はる美委員

一般会計から繰り出ししても、やはり守っていかなければならない町立病院であります。今決算の時期でありますから、私たちはこういうふうに分かることができますのですが、やはり同じ建物の中のものであるのであれば、やはり1か月ごとの状況というのを、やはりミーティングするべきだと思いますが、今後そういう考えはないでしょうか。

副委員長（橋場清廣君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

そういう経営的な部分で、数的に確認できる部分については当然してまいる必要があらうと思います。

非常に今の医師確保が厳しい状態の中で、病院、診療そのものをどう維持するかという部分が非常に優先される課題ではないのかなというふうにも考えてございます。そういう部分で、それぞれの部分、担当している部分で、事務的に関与できない部分というものもあるかと思しますので、それらについては状況を見ながら検討させていただきたいというふうに考えます。非常に、直接に我々には理解できない個人の、当然に診療の部分というのは、中身の部分も含めて、それはなかなか事務的には理解できかねる部分もありますので、どのようにという部分はなかなか、そこには入りにくいエリアかな

というふうには思っています。

副委員長（橋場清廣君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第7号、平成21年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第7号は原案のとおり認定可決されました。

以上をもって決算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

これをもって、決算特別委員会を閉会します。ご苦勞様でした。

（閉会時刻 11時25分）